

2025年度「あいちデジタルヘルスプロジェクト」 推進事業委託業務募集要領

1 趣旨

この要領は愛知県（以下、「県」とする。）が実施する「2025年度「あいちデジタルヘルスプロジェクト」推進事業」（以下「本業務」という。）を実施するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

※本業務の実施は、令和7年2月定例愛知県議会における予算の成立及び国の新しい地方経済・生活環境創生交付金の交付決定を条件とする。

2 業務名

2025年度「あいちデジタルヘルスプロジェクト」推進事業委託業務

3 業務目的

県は2020年12月に認知症施策の推進を目的とした「あいちオレンジタウン構想第2期アクションプラン」を策定し、国立長寿医療研究センターを中核とした産学官連携による共同研究や、認知症対策に係るスタートアップ等と研究機関の連携支援を実施してきた。

また、2022年12月には、愛知発のイノベーションを絶え間なく創出していくため「革新事業創造戦略」を策定し、重点分野の1つに健康長寿分野を位置づけ、社会課題解決と地域活性化を図るプロジェクト創出を推進している。

こうした中、新たな取組として、デジタル技術等を活用して、県民の健康寿命延伸と生活の質（QOL）向上に貢献する各種サービス・ソリューションの創出を目指す「あいちデジタルヘルスプロジェクト」を立ち上げることとし、推進母体として2023年9月に「あいちデジタルヘルスコンソーシアム」を設立し、2024年3月には、プロジェクトの全体像を示す基本計画を公表した。

本業務では、「あいちデジタルヘルスプロジェクト」の基本計画で示した事業を着実に推進するとともに、プロジェクトの成功に必要な土台作りを行うことを目的とする。

4 業務内容

「2025年度「あいちデジタルヘルスプロジェクト」推進事業委託業務仕様書（案）」のとおり。

5 業務実施上の注意点

- （1） 本業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することはできない。事業の一部を再委託する場合は、再委託する業務の内容及び必要性等を十分勘案し、事前に協議すること。
- （2） 成果物については、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。

- (3) 委託業務に当たり使用する図表や画像、データなどの著作権・使用权等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者が、その一切の責任を負うこととする。著作権を始め、本業務の成果品における一切の権利は、県に帰属するものとする。
- (4) 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た情報を、委託者の許可無く他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (5) 企画提案は、1者につき1件とする。2案以上を提出した場合は、すべての企画提案について無効とする。
- (6) 個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱いに万全の対策を講じること。
- (7) 応募資格を有しない者の応募や、提出書類に不備がある場合は受理しない。
- (8) 本業務を統括する責任者（以下「統括責任者」という。）1名を配置するとともに、業務を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を図ること。
- (9) 何らかのトラブルが発生した場合は、統括責任者は県に遅滞なく報告するとともに県と連携の上、すみやかに解決を図ること。
- (10) 受託者は、本業務の実施において、県と十分協議の上行うこと。
- (11) 実施事業の打合せを定期的に行うこと。
- (12) 県等の他の業務との連携など、事業の実施に際しては柔軟に対応すること
- (13) 行政文書開示請求があった場合、採用となった企画提案書については、開示することとする。不採用となった企画提案書については、応募者の意見を踏まえた上で県が判断する。
- (14) 企画提案の選定は契約の相手方を選定するための手続であり、業務の実施においては企画提案の内容を最低限の内容とし、県と被選定者が協議して実施内容を決定し仕様書に定める。

6 提出物

- (1) 業務報告書等 5部
 - (2) 上記の電子データ
 - (3) その他、本県が指示したもの
- ※電子データは県が指定する形式で作成すること。

7 納品場所

愛知県経済産業局革新事業創造部イノベーション企画課

8 応募資格

- (1) 法人格を有する民間事業者であること。
- (2) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。

- (3) 県から、製造の請負、物件の買い入れその他の契約にかかる資格停止措置を提案書受付期間に受けていないこと。
- (4) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に基づく排除措置の対象となる法人でないこと。
- (5) 応募日現在において手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者でないこと、また、6 か月以内に手形、小切手を不渡りした者でないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。

9 募集期間

2025 年 2 月 21 日（金）から 2025 年 3 月 14 日（金） 午後 5 時まで

10 契約条件

(1) 契約形態

委託契約

(2) 委託金額限度額

金 114,783,018 円（消費税及び地方消費税を含む）

※本事業は国の新しい地方経済・生活環境創生交付金の交付決定を前提に事業を実施するものであり、以下の点に留意されたい。

- ・交付額が減額された場合には、委託金限度額を引き下げる可能性がある。
- ・交付金が不採択になるなど、業務内容の変更が必要であると判断した場合には、公募を取り下げる場合がある。

(3) 契約保証金

愛知県財務規則 129 条の 2 により、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。

（あるいは、愛知県財務規則 129 条の 3 第 3 号の規定に基づき全額免除する。）

(4) 契約期間

契約日から 2026 年 3 月 31 日（火）まで

(5) 委託金の支払条件

事業完了後の精算払いとする。

(6) その他

企画提案の内容に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。また、提案内容等を勘案して決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

11 応募方法等

(1) 提出書類

提出書類、様式及び提出部数等は、次表のとおりとする。

様式は、愛知県イノベーション企画課 Web ページからダウンロードすること。

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/innovation-kikaku/kakushinjigyousouzosenryaku.html>)

	提出書類の名称	規格	提出部数 ^{※1}
様式 1	企画提案書（表紙）	A 4 縦両面	8 部
任意様式	企画提案書（内容） ^{※2}	A 4 両面	8 部
様式 2	経費見積書	A 4 縦両面	8 部
任意様式 （添付書類）	・提出者の概要が分かる資料 ^{※1} ・事業実施体制 ・同種事業実績 ・直近 2 年間の決算報告書 ^{※1} ・共同事業体協定書の写し委任状 ^{※1} （共同事業体の場合のみ）	A 4 両面	8 部
様式 3 様式 4	社会的価値の実現に資する取組に関する申告書 ^{※1※3}	A 4 縦両面	8 部
様式 5	企画提案書の非開示願い ^{※1} （必要な場合のみ）	A 4 縦両面	1 部

※1 「提出書類の名称」に記載のあるもののうち「※1」が記されたものについては、紙資料ではなく電子データでの提出を認める。電子データでの提出を希望する場合には、下記のメールアドレスに期日までに送付すること。（メール一通あたり 10MB 以下とすること）

送付先：innovation@pref.aichi.lg.jp

※2 企画提案書（内容）については、電子データでも送付すること。送付方法は※1と同様とする。

※3 該当する取組の登録証等を所持していない場合は、登録等の事実が確認できる書面（再発行された登録証等又は証明書など）を提出すること。（様式 4 参照）

(2) 「企画提案書（内容）」について

企画提案書には「2025年度「あいちデジタルヘルスプロジェクト」推進事業委託業務仕様書（案）」に記載のある業務内容各項目について、重視するポイントや業務実施方法が分かるよう記載すること。

(3) 「経費見積書（様式 2）」について

経費見積書について、以下の点に留意すること

- ・小計には消費税及び地方消費税額抜きの金額（円単位）を記載し、合計には消費税及び地方消費税を含む金額を記載すること。
- ・様式 2 に日付、事業者名、代表者名等を記入すること。

・経費見積書に記載した金額の明細書を添付すること。

(4) 「添付書類（提出者の概要が分かる資料）（任意様式）」について

・会社・団体のパンフレット（無い場合はその概要がわかるもの）

(5) 「添付資料（事業実施体制及び同種事業実績）（任意様式）」について

項目	提案内容
1. 事業実施体制	・本業務を実施する総括責任者及び業務担当者の氏名、所属・職名、実施体制、業務計画などについて、詳細に記載すること。 ※業務計画とは、本業務における従事予定者の具体的な役割・業務内容、想定する働き方（現地中心、オンライン中心など）を指す。
2. 同種事業実績	・本業務に類似または関連する業務の実績がある場合は、過去2年間の実績について簡潔に記載すること。 ・なお、記載した実績については、必ず実績を示す書類（契約書写し、事業報告書等）を1部添付すること※。

※実績を示す書類については、電子データでの提出も認める。

(6) 提出方法

持参又は郵送（配達証明に限る。）のいずれかとする。ただし、持参する場合の受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

電子データでの提出を認めている書類について、電子データでの提出を希望する場合には、下記のメールアドレスに期日までに送付すること。（メール一通あたり10MB以下とすること）

メール送付先：愛知県経済産業局革新事業創造部イノベーション企画課

innovation@pref.aichi.lg.jp

(7) 提出期間

2025年2月21日（金）から2025年3月14日（金）午後5時まで（必着）

(8) 提出先

〒460-8501（住所記載不要）

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（本庁舎地下1階）

愛知県経済産業局革新事業創造部イノベーション企画課 推進グループ宛て

電話 052-954-7422（ダイヤルイン）

(9) 提出書類の取り扱い

- ・提出された書類は返却しない。
- ・企画提案に要するすべての費用は提案者の負担とする。
- ・企画提案は、1事業者1案とする。
- ・提出された書類が次項に該当するときは無効となる場合がある。
 - 虚偽の内容が記載されているもの
 - 記載内容や提案内容等が本要領の規定に適合しないもの
- ・提出された書類に関する一切の権利は、県に帰属するものとする。

- ・提出された書類は、必要に応じて複写（県庁内および選定委員会での使用に限る）する。
- ・提出された書類の内容については、提案者の承諾なしに他に利用することはない。
- ・採択を決定した企画提案の内容について、その一部の変更をお願いすることがある。

(10) 説明会の開催

以下のとおり説明会を開催する。出席は応募の必須要件ではない。

ア 日時

2025年2月26日（水） 午前10時から

イ 場所

オンライン開催（Teamsを予定）

ウ 参加申込方法

以下により電子メールで行うこと。

- ・申込期限 2025年2月25日（火） 正午まで
- ・件名は「2025年度「あいちデジタルヘルスプロジェクト」推進事業委託業務 説明会」とする。
- ・本文中に次の（ア）～（ウ）を記載すること。

（ア） 貴社（団体）名

（イ） 参加者氏名

（ウ） 連絡先（電話番号、電子メールアドレス）

- ・申込先：愛知県経済産業局革新事業創造部イノベーション企画課

電子メールアドレス：innovation@pref.aichi.lg.jp

(11) 質疑

本業務に関し質問等がある場合は、様式6「質問書」に必要事項を記載のうえ、2025年2月28日（金）午後5時までに電子メールで送信すること。質問等への回答は、2025年3月7日（金）までに、質問者に電子メールにて送信し、内容により県のWebページに掲載する。

ただし、企画提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため、受け付けない。

- ・メール送信先：innovation@pref.aichi.lg.jp

- ・メールの件名：

「2025年度「あいちデジタルヘルスプロジェクト」推進事業委託業務に関する質問」

12 選定事業者数

1者

13 提案の審査・選定等

(1) 選定委員会の設置

企画競争の審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者を選定するために選定委員会を設置する。

(2) 審査方法

提出された企画提案書をはじめとする書類（以下、「提案書」という。）について、県が形式審査を行った後、選定委員会において審査を行う。選定委員会による審査は、提案書に基づく書面審査及び提案者によるプレゼンテーションにより行う。

ただし、4者以上からの企画提案があった場合は、選定委員会での審査に先立ち、県（イノベーション企画課の職員）において書面による書面選定を行い、上位3者程度を選定委員会での審査の対象とする。

具体的な選定者数については、選定担当職員が協議を行い、総合的内容を評価の上決定し、選定委員会へ付議する。書面選定は選定委員会と同様の基準にて審査する。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。

なお、書面選定及び選定委員会は非公開とし、審査の経過等、審査に関する問い合わせ及び異議申し立てには応じない。

(3) 選定委員会の開催日時

2025年3月21日 午前（予定）

(4) 選定基準

別紙「選定基準」のとおり。

(4) 審査結果

審査結果は、2025年3月25日（火）までに全提案者に対して電子メールで通知する。なお、審査結果は愛知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となるが、委託事業者選定委員会は非公開のため、審査の経過等に関する問合せに応じられない。

(5) 契約

ア 選定された候補者の委託業務の実施に際し、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。また、契約金額については、予算の範囲内で実施計画や市場価格等を十分精査し、適正な価格となるよう調整することがある。

イ 候補者と県は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体的な履行条件等の協議、調整を行い、協議等が整ったうえで契約を締結する。ただし、協議等が整わない場合は、次点者が、改めて県と協議等を行うこととする。

(6) 留意事項

・選定委員会におけるプレゼンテーションについては、オンライン開催を予定している。

14 スケジュール（予定）

2025年2月26日（水）午前10時

説明会の開催

2月28日（金）午後5時

質問等の提出期限

3月 7日（金）	質問等への回答の公表
3月 14日（金）午後5時	企画提案書の提出期限
3月 21日（金）午前（予定）	選定委員会の開催・受託者の決定
4月 1日（火）（予定）	契約
2026年3月31日（火）	業務完了

15 守秘義務対象資料の配布

説明会における投影資料を守秘義務対象資料として配布する。

（1）配布申込方法

申込書（様式7-1）及び誓約書（様式7-2）に必要事項を記載の上、「17 問合せ先」に記載のある電子メールへ期間内に提出すること。

（2）提出期間

2025年2月21日（金）から2025年2月28日（金）午後5時まで（必着）

16 その他

（1）企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式任意）を提出すること。

（2）次の各号に該当した場合、応募者は失格になる場合がある。

- ・提出書類に明らかな不備、虚偽の内容がある場合、若しくは指示事項に違反した場合
- ・県職員又は企画競争関係者に対して、企画競争に係る不正な接触の事実が認められた場合

17 問合せ先

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 本庁舎地下1階

愛知県経済産業局革新事業創造部イノベーション企画課

推進グループ 大川、西部、石川、水島

電話 052-954-7422（ダイヤルイン）

メール innovation@pref.aichi.lg.jp